

【10】安全、災害予防

- (1) 校内における災害は、各自の注意により未然に防止するよう努力する。
特に、実習・実験等危険を伴う作業については、細心の注意を払うこと。
- (2) 火気・電気等の取り扱いについても前項に準じる。
- (3) 災害発生時は、校内のサイレンおよび緊急放送により連絡する。その場合、すみやかに指定の場所へ集合すること。

【11】非常時および交通機関の運行に支障が予想される場合の措置

(1) 特別警報・警報が発令された場合

①特別警報が発令された場合

臨時休業や自宅待機などの対応が必要な場合のみ、学校ホームページにて連絡する。

②暴風警報が発令された場合

前夜からのニュース等に注意し、午前7時以降現在で、暴風警報が発令されている場合は、自宅待機とし、解除次第登校すること。(午前7時までに暴風警報が解除されている場合は、平常授業を行う)

- ・午前8時までに暴風警報が解除されている場合は、9時30分から短縮授業を行う。短縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。
- ・午前9時までに暴風警報が解除されている場合は、10時30分から短縮授業を行う。短縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。
- ・午前10時までに暴風警報が解除されている場合は、11時30分から短縮授業を行う。短縮授業の形態については、場合に応じて適宜決定する。
- ・午前10時現在で暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とする。

③その他の警報が発令された場合

原則として平常始業とするが、臨時休業や自宅待機などの対応が必要な場合のみ、学校ホームページにて連絡する。

(2) 交通機関が運転を停止している場合

原則として、上記(1)の②と同様とする。

※誤った情報に左右されることなく、学校ホームページで確認をしてください。

令和6年度 5月9日 改定版